

## 第2章

# 日本の政府開発援助 の具体的取組

本章では、5つの視点から日本が世界で行っている政府開発援助(ODA)の具体的な取組について紹介していきます。

日本のODA政策は、「政府開発援助(ODA)大綱」に沿った形でそれぞれの国に対する取組を進めています。まず第1節では、日本が開発途上国に対して政府開発援助を行っていく上で基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを示していきます。

第2節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、それぞれの課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるとともに、抱えている問題も違います。第3節では、それぞれの地域別に日本が取り組んでいる開発援助についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

政府は、ODA大綱の援助理念にのっとりながら、国連憲章の諸原則などを踏まえた上で、開発途上国の援助需要、経済や社会の状況、二国間の関係などを判断し、開発援助を行っています。第4節では、日本の政府開発援助はどのような点に配慮しながら運用されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第5節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的、効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」「国民参加の拡大」「効果的実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

